

【参考資料】ウォーターPPP の概要と浦安市の課題

■ウォーターPPP 導入後の業務形態

ウォーターPPP とは、施設の維持管理や改築、計画策定に係る個々の業務を個別発注する従来の業務形態を大きく転換し、原則 10 年間という長期間における維持管理・改築・計画策定等の業務一式を一括して委託契約することにより、官民双方の負担軽減や効率化、収益性の確保を目指す業務形態のことです。

業務分野が多岐にわたり業務量も多いことから、ウォーターPPP における受託者（下図の「受託者 W」）は複数事業者の共同体である JV 等となることが想定されます。また、受託者が受託者外の事業者にも個別の業務を再委託することも考えられます。

なお、ウォーターPPP の範囲外とした業務（管渠の新設工事、更新支援型を採用した場合の実施設計・改築工事等）については、これまでどおり市から業務ごとの発注となり、ウォーターPPP 受託者以外も受注が可能です。

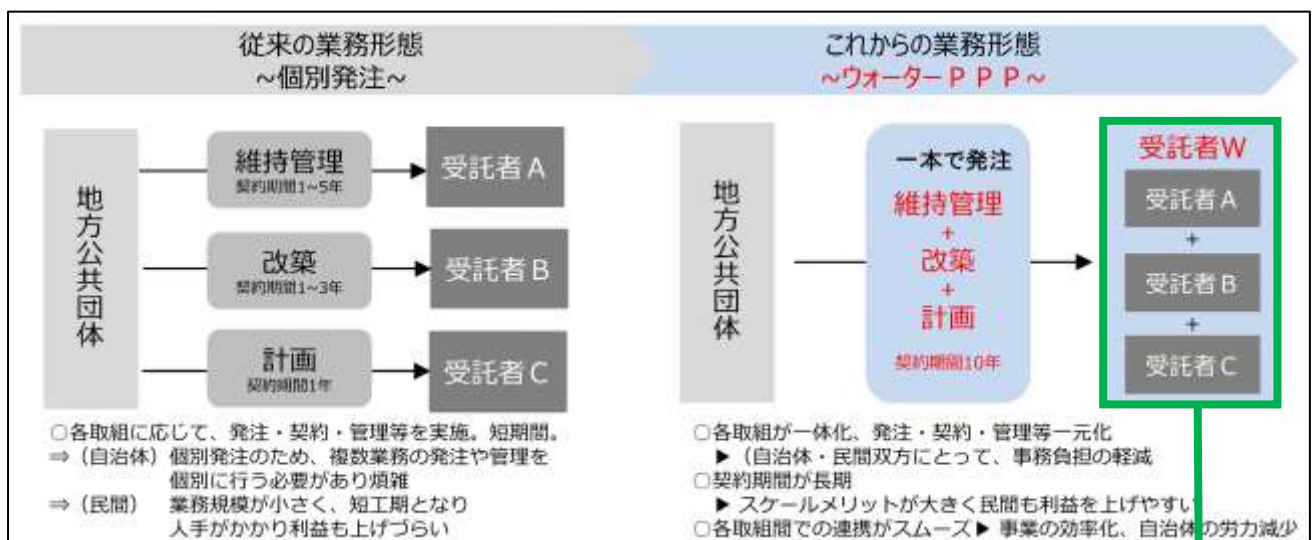


図-1 業務形態の例

受託者 W（例）：A 社は改築計画策定、B 社は維持管理（清掃）、C 社は維持管理（点検・調査）、D 社は改築工事…のように、受託業務全体をカバーできるよう JV 等を組織する

■ウォーターPPPの要件と対象となる業務項目

ウォーターPPPは、民間への委託の度合いによりレベル分けされます。

最も委託の度合いが高いレベル4はコンセッション方式と呼ばれ、10年～20年にわたり運営権を民間に移譲する形となるため、コンセッション方式を採用することはハードルが高いです。

よって、現状で多くの自治体が検討している方式は「管理・更新一体マネジメント方式」（レベル3.5）と呼ばれるものになります。

レベル3.5の中には、維持管理と改築工事を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定は行いが、その改築工事に掛かる発注は、別業務として発注する「更新支援型」があります。

管理・更新一体マネジメント方式の4要件は下表のとおりです。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア^{*1}の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2削減		2		1	1
②		2削減	2		1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VIE等を想定。

*2: 「処置場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.4 日本下水道協会)」によれば、ユーティリティ費(使用量)や稼働費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

表 1 更新実施型及び更新支援型の業務項目（例）

業務項目（例）		更新実施型	更新支援型
維持管理	巡視点検	○	○
	清掃	○	○
	調査	○	○
	修繕	○	○
更新	更新計画案策定	○	○
	実施設計	○	－（○※1）
	改築工事	○	－

※1 コンストラクション・マネジメント（CM）方式を含む場合は、企画・設計・発注・施工・維持管理の各段階で管理・支援を含む

■ 浦安市の課題

表 2 浦安市の課題一覧

項目	課題
人材	施設老朽化による業務量・負担の増加
施設	施設の老朽化
財政	改築更新事業に係る費用の増加による財務収益性の悪化
情報	維持管理に関するデータの蓄積

■現段階で市が想定している W-PPP 事業の業務範囲等

※なお、ウォーターPPPの対象施設や対象範囲に関しては現時点での想定であり、確定している事項ではありません。

①業務範囲（案）

- ・統括管理業務：全体の統括や進行管理、経理等
- ・計画策定業務：修繕・改築計画の策定及びストックマネジメント計画の策定と進捗管理、総合地震対策計画の策定等
- ・維持管理業務：点検・調査、清掃、修繕工事等
- ・運転管理業務：ポンプ等の運転管理等
- ・改築業務等：施設の更新に係る実施設計等
- ・窓口業務：料金徴収、下水道受益者負担金、窓口対応等

※現段階では「更新支援型」での導入を想定しているため、工事は含まない。

②対象施設（案）

浦安市江戸川左岸道流域関連公共下水道（市内全域）

- ・管路施設（污水）：管渠 約 221 km（マンホール、マンホールふた、ます、取付管を含む）
- ・マンホールポンプ（污水）：2 か所
- ・ポンプ場（污水）：2 か所
- ・管路施設（雨水）：管渠 約 160 km（マンホール、マンホールふた、ます、取付管を含む）
- ・排水機場・ポンプ場（雨水）：18 か所
- ・ゲート（雨水）：34 か所
- ・貯留施設（雨水）：7 か所

③事業期間（案）

10 年間

更新支援型の場合は令和 11 年度、更新実施型の場合は令和 12 年度から事業を開始する予定です。

■マーケットサウンディングの結果を活用し今後検討していく具体的な内容

- ・更新実施型と更新支援型のどちらを採用するか。
- ・市内全域の全施設をウォーターPPPの対象とするか。
- ・その他業務（窓口、料金徴収等）を対象事業に含めるか。
- ・地元の民間事業者が参入しやすい募集条件や選定基準をどのように考えるか。